

愛媛県の知的財産への取組み

愛媛県企画情報部管理局企画調整課

(1) 基本理念

本県の経済は、四国の製造品出荷額の4割強を占めている製造業、かんきつ類や養殖業に代表される豊かな農林水産業などにより支えられており、平成16年度の県内総生産は、4兆7,286億円で、全国27位と中位程度に位置しています。

しかしながら、平成16年度の1人当たり県民所得をみると、2,309千円と全国平均を大きく下回るとともに、全国順位では41位となっております。これは、県内製造業の主力である基礎素材型業種の付加価値額が低いことや、農林水産物のブランド化が十分に進んでいないことなどが影響しているものと推測されます。

このような現状を打破するためには、技術革新やブランド化などによる製品・サービスの高付加価値化が必要であり、その実現に向けて、知的財産の有効活用が大きな課題です。

本県における知的財産の状況は、最新の登録件数の全国順位を見ると、特許権11位、実用新案権26位、意匠権16位、商標権17位、育成者権29位と比較的高い水準となっているものの、これを支えているのは、知的財産への取組みが熱心な一部の企業であり、全般的には意識が高いとは言えない傾向にあります。昨年度、企業・団体を対象に実施したアンケート調査でも、中小企業や農林水産業者の知的財産に関する意識は低く、今後、一般県民を含めた県全体の意識向上を図り、知的財産活動の裾野を広げる必要があります。

そのような状況を踏まえ、本県では、県全体としての取組みの方向性を明確に打ち出し、産学官民が協働して知的財産の活用に取り組むことを目的に、本年5月「愛媛県知的財産戦略」を策定しました。

(2) 愛媛県知的財産戦略の特徴

戦略では、紙・タオルといった有力な地場産業や、気候風土を生かした多様な農林水産業の存在など本県の産業特性を踏まえ、産業財産権に加えて、育成者権

や地域ブランド、さらにコンテンツ産業までを含めて取り扱っています。

その上で、知的創造サイクルの確立に向けて、次の三つの目標を掲げ、企業・団体、高等教育機関、行政、さらに県民が一体となって、取組みを進めることとしています。

- ① 産業財産権や育成者権の有効活用による県内企業や農林水産業者の競争力の強化
- ② 地域ブランドの創出・育成による県産品の振興
- ③ 大都市と異なる競争軸でのコンテンツ産業の育成

さらに、目標に向けた取組みを円滑に推進するため、基盤となる知的財産を担う人材の確保・育成と知的財産を重視する風土づくりを推進することとしています。

なお、戦略の全文は、関係機関に冊子として配付したほか、ホームページでの公開や知的財産セミナーでの概要説明などにより周知を図っていく予定です。

(3) これまでの特徴的な取組み

本県では、従来から、試験研究機関において県内の課題解決や産業振興に資する試験研究を実施するとともに、さまざまな知的財産に関する施策に取り組んでまいりました。

そのうち特徴的な取組みを御紹介します。

・新技術・新製品の研究開発や企業化に対する支援

県内で独創的で市場性の高い事業を起こそうとする個人や既存企業に対し、研究開発や新事業展開等に要する経費を補助し、新事業の創出を支援しています。

・製品・技術等交流会ビジネスマッチングの開催

競争力のある素材や技術等を持つ大手・中堅企業等と、新製品開発や新分野展開に意欲を持つ中小企業とのマッチングを図る交流会を開催し、連携による新製品開発や事業化を促進しています。

- ・ 県外大学発の技術の移転等の促進

企業から技術相談があった場合において、県内の大学等や県試験研究機関に移転可能な技術がないとき、(株)三井住友銀行と協力して県外大学発の技術を企業へ紹介し、移転等を促進しています。

- ・ 県内企業が行う建設技術開発の支援

県内の地場建設関係企業が独自に開発を行った新建設資材等の公共工事への適用性を検証し、結果が良好であれば情報の提供を通じて公共工事への活用を促進することにより、県内企業の育成を目指しています。

- ・ 裸麦及び加工製品品種判別技術の開発

本県の特産品である裸麦及びその加工製品について、遺伝子による使用原材料の品種判別技術を開発しています。

- ・ 統一キャッチフレーズ「愛媛産には、愛がある。」による農林水産物の販売促進

県、農林水産団体などで設立した「えひめ愛フード推進機構」を中心に、県産農林水産物の統一キャッチフレーズである「愛媛産には、愛がある。」を活用して、多様な販売促進活動を展開しています。

- ・ 「愛」あるブランド認定制度

「えひめ愛フード推進機構」が、安全・安心で優れた品質の農林水産物及び加工食品を「愛」あるブランドに認定し、認定製品のPRや販売支援活動を積極的に展開しています。

- ・ 中小企業に対する商品開発支援及びビジネスマッチング

県外スーパーとの連携等により「売れる商品」の共同開発を支援するとともに、このような県内の特色ある食品の販路拡大を図ることを目的に商談会を開催しています。

(4) 新たな取組み

戦略には、従来から取り組んできた施策に加え、県が今後取り組むべき新たな取組みを盛り込んでおり、順次具体化に取り組んでいます。

- ・ 全庁的な推進体制の整備

県における知的財産の管理や各部局の施策等を総合調整する推進体制を整備するため、庁内横断の組織として「知的財産戦略推進連絡会議」を設置しました。

- ・ 日本弁理士会との協定締結

知的財産に関する専門家が少ない本県において、知的財産に関する意識向上に向けた活動や相談機能を強化するため、日本弁理士会との間で協定を締結し、知的財産に関するセミナーの開催や職員向けマニュアルの作成等に御協力を頂くことにしています。

- ・ 知的所有権センターの機能強化

知的財産に関する相談体制の中核となる知的所有権センターについて、特許情報等に関する助言を行うアドバイザーを増員し、機能強化を図っています。

- ・ 県有知的財産の戦略的な権利化と実施許諾に向けた基準等の見直し

県が所有する知的財産について、適正な対価を得つつ、県内企業や農林水産業者の育成につなげるため、権利化に関する判断基準や戦略的な実施許諾のあり方について検討を進めています。

- ・ 宇和島真珠のブランド化

本県の誇る特産品でありながら、全国的な知名度に欠ける宇和島地域の真珠産業について、真珠を核に地域が一体となって取り組む事業やオリジナルブランドの創設等を支援し、ブランド化を推進します。

(5) 弁理士への期待

以上のように、本県では、戦略策定を契機に、知的財産活用に向けて新たな取組みを進めていますが、これらの取組みに際しては、知的財産の専門家である弁理士の皆様方の御協力が欠かせません。また、弁理士の皆様には、法的手続ばかりでなく、知的財産に関する意識醸成や中小企業等の経営に関する知的財産面でのコンサルティングなどの役割も担っていただけるものと期待しております。

幸い、本年10月には、本県と日本弁理士会との間で「知的財産の活用による地域の活性化と産業の振興のための協力に関する協定」を締結させていただいたところであり、今後とも本県の活性化と産業振興に向けて、一層の御支援をお願いいたします。

お問い合わせ先

愛媛県企画情報部管理局企画調整課

TEL：089-912-2235（直通）

E-mail：kikakucyouse@pref.ehime.jp

URL：http://www.pref.ehime.jp/h12100.html